

## 入院時食事療養負担額（患者負担額）

区分		1食当たり標準負担額 (1日3食を限度)
一般		510円
70歳未満低所得者、70歳以上低所得者Ⅱ・Ⅰのいずれにも該当しない小児慢性特定疾病児童等又は指定難病患者		300円
70歳未満低所得者	過去1年間の入院日数が90日以下の場合	240円
70歳以上低所得者Ⅱ	過去1年間の入院日数が91日以上の場合	190円
70歳以上低所得者Ⅰ		110円

注 標準負担額の軽減については「限度額適用・標準負担減額認定証」で確認が必要です。

## 入院時生活療養標準負担額（食費・居住費）

対象者区分				生活療養標準負担額		
				令和 7年4月1日～		
				食費（一食）	居住費（一日）	
医療区分Ⅰ (医療の必要性の低い者)	一般所得	入院時生活療養（Ⅰ）		510円	370円	
		入院時生活療養（Ⅱ）		470円	370円	
	65歳以上 70歳未満	低所得（区分オ）			240円	370円
			境界層該当者		110円	0円
	70歳以上	低所得（Ⅱ）			240円	370円
			低所得（Ⅰ）		140円	370円
		境界層該当者		110円	0円	
医療区分Ⅱ・Ⅲ (医療の必要性の高いもの)	一般所得		入院時生活療養（Ⅰ）		510円	370円
			入院時生活療養（Ⅱ）		470円	370円
			精神1年超		300円	370円
			指定難病患者		300円	0円
	65歳以上 70歳未満	低所得（区分オ）	入院日数90日以下		240円	370円
			（指定難病患者）		240円	0円
			入院日数90日超		190円	370円
			（指定難病患者）		190円	0円
	70歳以上	低所得（Ⅱ）	境界層該当者		110円	0円
			入院日数90日以下		240円	370円
			（指定難病患者）		240円	0円
			入院日数90日超		190円	370円
		（指定難病患者）		190円	0円	
		低所得（Ⅰ）				110円
			指定難病患者		110円	0円
			境界層該当者		110円	0円

注 食費に係る標準負担額は、1日につき3食分を限度とする。

◆当院では入院時食事療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食18:00）適温で提供しています。